

# マイナンバー制度特集号

(社会保障・税番号制度)

9.1

2015  
(平成27年)

■発行／八王子市 ■編集／共通番号制度管理課 〒192-8501元本郷町三丁目24番1号 ☎620-7453 (直通) FAX627-5939  
■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/44939/index.html>

平成27年  
10月から  
マイナンバーを  
一人ひとり  
お届けします!



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーとは？

平成27年10月5日から、全国すべての住民に順次通知される一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバー(個人番号)といいます。マイナンバーは個人が特定されないように、住所や生年月日など関係のない番号が割り当てられ、原則変更できません。生涯にわたって使うものですので大切にしてください。

なお、法人には1法人につき、13桁の法人番号が1つ指定されます。

## マイナンバー制度のメリットとマイナンバーが必要な場面

マイナンバー制度は、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確に確認するための基盤となるものです。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報を正確かつスムーズにやりとり(情報連携)することによって、さまざまなメリットをもたらします。

このマイナンバーは、「税」「社会保障」「災害対策」の分野の行政手続きで、申請書等への記載が必要になります。

### マイナンバー制度のメリット

- **国民の利便性の向上**  
添付書類の削減による手続きの簡素化等
- **行政の効率化**  
情報の照合・入力などに要する時間・労力の削減等
- **公平・公正な社会の実現**  
所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなり、本当に支援が必要な方にきめ細かなサービスが提供可能

### マイナンバーが必要な場面



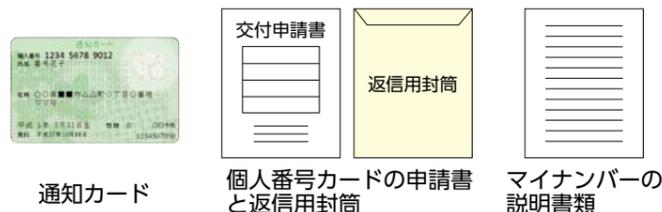
# マイナンバー制度のスケジュール

マイナンバーの通知(通知カード)は、平成27年10月5日時点の住民票の住所に郵送されます。現在お住まいの住所と住民票の住所が異なる場合は住所異動をお願いします。

## マイナンバーは簡易書留で届きます！

以下の3つが、世帯単位で入っています。

- ①「通知カード」
- ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③マイナンバーについての説明書類



※「転送不要」で送付されるため、転送届を郵便局に出していても転送されません。通知カードの発送状況については国のコールセンターにお問い合わせください。

(国のコールセンター) ☎0570-20-0178

9:30 ~ 17:30(土日祝日・年末年始を除く)

※10月より全国すべての住民に順次送付するため、お手元に届くのが10月下旬以降になる可能性があります。

## 個人番号カードの申請方法

初回交付手数料は無料です

通知カードの他に、個人番号カードの申請書が同封されています。

個人番号カードを希望する方は、申請書に署名又は記名押印し、顔写真を貼った上で、返信用封筒に入れ郵便ポストに投函してください。スマートフォンで顔写真を撮影し、オンライン申請することも可能です。



平成28年1月中旬以降、ご本人が市の窓口で受け取れます。

受け取りの際は、次のものを必ずお持ちください。

- ①「通知カード」
- ②申請後に届く「交付通知書(はがき)」
- ③運転免許証などの「本人確認書類」
- ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

## 住民基本台帳カードについて

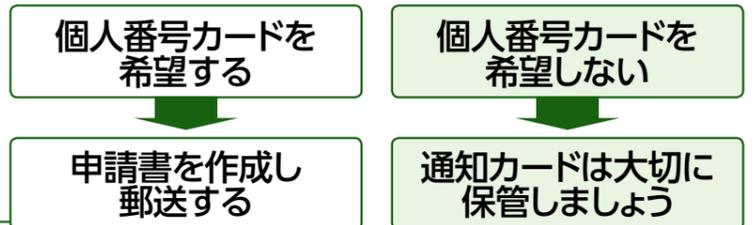
- 住民基本台帳カードをお持ちの方へ  
有効期限まで、引き続きお使いになることができます。
- 住民基本台帳カードの最終発行日 **平成27年12月28日(月)まで**  
※即日交付が出来ない方については、郵便事情がありますので、2週間前までに申請願います。
- 現行の住民基本台帳カードに格納する電子証明書の最終発行日 **平成27年12月22日(火)の16時30分まで**

## 平成27年10月までに

お住まいの住所と住民票の住所が一緒になっているか確認をお願いします

## 平成27年10月中旬から

通知カードが届きます



## 平成28年1月から

マイナンバーの利用開始

## 平成28年1月中旬から

個人番号カードの受け取り

## 平成29年1月から

マイナポータルが始まります

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか自宅のパソコン等から確認できます。また、行政機関からのお知らせも受け取れる予定です。

## 平成29年7月から

地方公共団体等も含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、市民の皆さんの負担が軽減されます。暮らしがもっと便利になっていきます。

「通知カード」とは、一人ひとりのマイナンバーをお知らせする紙製のカードです。表面に、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別等が記載されています。

お引越等住所が変わる場合など、通知カードの記載事項に変更があった場合は、市に提出することが義務付けられています。

※マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードだけでは本人確認できないため、運転免許証などの書類を用意する必要があります。

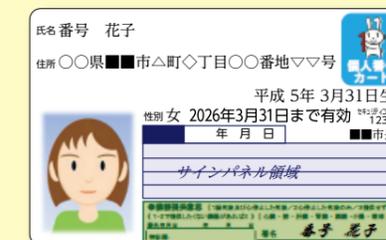


表面(イメージ)

「個人番号カード」とは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバー等が記載され、ICチップが搭載されたプラスチックのカードです。自分のマイナンバーを記載した書類を提出する場面やさまざまな本人確認の場面などで利用することができるカードです。

ほかにも…

- ・マイナンバーを記載した書類を提出する際、義務付けられている本人確認が個人番号カードなら1枚で完了します。
- ・e-Tax等の電子申請が行える電子証明書が標準搭載されます。
- ・マイナポータルにログインの際に必要なカードです。



表面(イメージ)



裏面(イメージ)

## 通知カード、個人番号カードの申請・交付に関するお問い合わせは

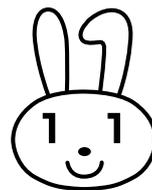
- 市民課の特設コールセンター  
**☎042-620-7474**  
【期間】平成27年10月5日から平成27年12月28日まで  
8:30 ~ 17:00(土日祝日除く)
- 上記コールセンター開設期間以外のお問い合わせは市民部市民課へ  
**☎042-620-7232**  
8:30 ~ 17:15(土日祝日除く)

# 個人情報もしっかり守られるの？



情報漏えい・・・  
なりすまし・・・  
国家による一元管理・・・

ご安心  
ください!



マイナンバー制度では、制度・システムの両面からさまざまな安全策を講じます。

## 制度面での保護

- 法律に規定があるものを除き、マイナンバー等の利用・収集・保管は禁止しています。
- マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- 第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。
- 法律に違反した場合、個人情報保護法などに比べ罰則を強化しています。

## システム面での保護

- 個人情報は、今までどおり分散して管理します。(右図)
- 情報にアクセスできる人は制限・管理されています。
- 機関間の通信は暗号化されています。



## 事業者の皆さまも、準備が必要です

事業者の方は、従業員などの給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険の事務手続きなどでマイナンバーの取扱いが必要となります。そのため、「システム対応」「個人情報の安全管理措置」「社員研修・勉強会の実施」など、マイナンバー制度への対応に向けた準備を行う必要があります。詳細については、事業者向け政府広報特集をご確認ください。(政府広報ホームページ)<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/corp/>

## もっと詳しく知りたい方は (国のコールセンターご案内)

**☎0570-20-0178** (全国共通ナビダイヤル)

9:30～17:30(土日祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は、0570-20-0291におかけください。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

## 住所地以外の居所に住む被災者の方、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等被害者の方へ

上記のほか、一人暮らしで長期間、医療機関・施設に入院・入所しているなど、やむを得ない事情で現在お住まいの住所に住民票の住所を移せない方は、9月25日までに**住民票がある市区町村に**、居所情報登録の申請を行うと、通知カードが居所へ届くようになります。申請は、郵送でも可能です。詳細については、総務省の案内をご確認ください。(総務省ホームページ)[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/08.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html)

## 10月4日(日) 八王子駅南口総合事務所・南大沢事務所の転入・転出・転居などに関する手続きについて

通知カード発行準備のため転入・転出・転居など住民異動に関する手続きは、お預りのみとなります。ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。詳しくは事前に各事務所までお問い合わせを。(南口)☎620-1150 (南大沢)☎679-2207

お問い合わせ

行財政改革部共通番号制度管理課

TEL:042-620-7453 FAX:042-627-5939